インフルエンザ予防接種の実施について

10月1日からインフルエンザ予防接種事業を開始します。接種期間は10月1日~12月 3 1日まで(原則)です。本年度の助成の対象者及び助成額は下記表のとおりです。

| 対象者 | 助成額 | 自己負担額 |
|-------------------------------------|-----------------|------------------------------|
| ① 満65歳以上の人①、②のうち②満60歳以上65歳未満非課税世帯の人 | 4,260円 | なし |
| で一定の障がいのある人 ①、②のうち課税世帯の人 | 2,760円 | 1,500円 |
| ③1歳以上13歳未満の児 | 1回につき 3,000円 | 各医療機関の接種費用額から3,000円 をひいた額 |
| ④生活保護受給者 | 4,260円 | なし |

- ■基礎疾患・免疫がつきにくいなど医師の判断で2回接種が必要となる場合があります。 13歳未満のお子さまの接種に関しては、 2回接種が基本です。 詳しくは個別通知の内容を確認後、かかりつけ医に相談してください。
- ■個別通知は9月末の予定です。郵送には時差が生じることもありますのでご了承ください。 令和3年11月、12月に満65歳を迎える人は誕生日が近づく頃に個別通知します。 必ず満65歳になってから受けてください。

ちゃんの健康を守り、

健やかな 本町では

育ちを支援するため、

以下の事業を助産施設等に委託

やすい時期です。お母さんと赤 に変化が大きく、不安定になり

- ■接種場所:鳥取県東部の予防接種協力医療機関
- ※接種の際は事前に医療機関に予約してください。
- ※医療機関によって予防接種の開始・終了時期が異なります。

☆産後ケア事業

助産施設等において宿泊、

ま

産後 の

妊産婦や乳幼児に対する様々な センター「ちづサポ」を設置し、 年度末から子育て世代包括支援 事業を実施しています。 本町では、 福祉課内に平成28

事業に ついて

☆産前・

産後サポート事業

助産施設等において日帰りで

未満のお子さまとお母さんで、 ができます。 左記にあてはまる人 たは日帰りでケアを受けること 対象となる人〉 ご家族等から十分な家事や育 児などの援助が得られない人 智頭町にお住まいの生後1歳

> 〇智頭町にお住まいで産後1年 〇智頭町にお住まいの妊婦さん

以内のお母さん

対象となる人〉

て実施しています。

☆産前・産後整体事 産前・産後子育て相談事業

とができます。 子育て相談を1回ずつ受けるこ 産前・産後に整体を2回ずつ、

あ母さんが健康で、 アを必要としないこと 医療的ケ

ができます。 サポート(相談)を受けること ※上記産後ケア事業対象者と同 〇智頭町にお住まいで生後6か 〇智頭町にお住まいの妊婦さん 対象となる人 様の状況にある人が対象です。 るお母さん 月までのお子さまを育ててい

産前・産後は心身とも

福祉課まで問合せください。 は本町のホームページにも 用料はいずれも無料です。 しています。 利用方法等は

体調不良や強い育児不安があ

掲載-詳細

利

問合せ先 保健センター福祉課 **☎**75-4101